

## (18)境界保全事業について

平成24年度から実施しております事業で、境界の保全事業を下記の通り実施します。  
実施を希望される集落は、地域整備課 環境整備室 までご相談下さい。

### <目的>

過疎化・高齢化の進む中山間地の境界を保全する

### <事業主体>

各集落

### <スケジュール>

準備段階	①	集落との事前協議	集落・役場
	②	調査計画書の作成	集落・役場
	③	法務局の登記簿・公図等の取得・提供	役場
	④	役場切図の貼り合わせの実施・提供(※1)	役場
	⑤	調査用地図の作成(※2)	役場
	⑥	航空写真の提供	役場
	⑦	杭・プレートの提供	役場
	⑧	調査票の提供	役場
	⑨	GPS付カメラの貸与	役場
	⑩	立会方法の指導	役場
	⑪	保険への加入	役場
立会段階	①	立会者の参集	集落
	②	境界確認・杭打ち	集落
	③	ナンバー打ち	集落
	④	写真撮影(※3)	集落
	⑤	調査票への立会確認署名・押印	集落
	⑥	調査図への記入	集落
	⑦	助言・支援	役場
記録・整理	①	境界保全図(調査図)の作成	集落・役場
	②	境界保全図(写真位置図)の作成	役場
	③	不立会調書・住所不明者調書の作成	集落・役場
	④	その他、関係書類整理	集落・役場
	⑤	①～④の原本保存(※4)	集落
	⑥	①～④の写し保存(※5)	役場

※1 データ整理段階①及び立会段階⑥の素図になるもの

※2 データ整理段階②の素図になるもの

※3 データ整理段階②の作成のため下記条件を満たす必要あり

- ・すべての杭を撮影
- ・位置情報付・撮影年月日付データで撮影
- ・ボードに必要事項を記入し、写真がすべてのデータを持つように撮影
- ・関係者も同時に撮影

※4 写真はDVDで、その他は書類で保存

※5 全て電子化する(調査票はすべてスキャナーデータ化)

#### 【問い合わせ先】

地域整備課 環境整備室 担当:大松 健・眞野孝平  
電話:68-5538 FAX:68-3866